ニッコー株式会社 代表取締役社長　二俣　一登			
ニッコー合併処理浄化槽	４―09Ｋ―Ｈ―012	４―14Ｋ―Ｈ―011	
ＮＫ―ＵＳＲⅡ―１Ａ型			
〃　〃　―２Ａ型	〃　―１	〃　―１	
〃　〃　―２Ｂ型	〃　―２	〃　―２	
〃　〃　―２Ｃ型	〃　―３	〃　―３	
〃　〃　―２Ｄ型	〃　―４	〃　―４	
〃　〃　―３Ａ型	〃　―５	〃　―５	
〃　〃　―３Ｂ型	〃　―６	〃　―６	
〃　〃　―３Ｃ型	〃　―７	〃　―７	
〃　〃　―４Ａ型	〃　―８	〃　―８	
〃　〃　―４Ｂ型	〃　―９	〃　―９	
〃　〃　―５Ａ型	〃　―10	〃　―10	
〃　〃　―５Ｂ型	〃　―11	〃　―11	

○中国地方整備局告示第百七十八号

規　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

そ　平成二十六年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

二　路線名　一般国道二百一号

平成二十六年十月十七日

供用開始の期日　平成二十六年十月十七日

区間	後前	敷地の幅員	延長	備考
号　広島市中区江波本町六〇四番二から同市中区江波本町七番二まで	後　Ａ	二二・八メートル	二三五・二メートル	
	Ｂ	二二・八メートル	二三五・二メートル	
	Ｃ	二二・八メートル	二三五・二メートル	
	前	二二・八メートル	二三五・二メートル	

島中国地方整備局道事務所長　金尾　健司

平成二十六年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局八代河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百九号

規　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

そ　平成二十六年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

二　路線名　一般国道二百一号

平成二十六年十月十七日

供用開始の期日　平成二十六年十月十七日

区間	後前	敷地の幅員	延長	備考
熊本県八代市大字弓削田三八〇七番一から同市大字弓削田三八〇五番三まで	後　Ａ	二二・八メートル	二三五・二メートル	
	Ｂ	二二・八メートル	二三五・二メートル	
	Ｃ	二二・八メートル	二三五・二メートル	
	前	二二・八メートル	二三五・二メートル	

九州地方整備局八代河川国道事務所長　金尾　健司

平成二十六年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局八代河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百十号

規　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

(三)(二)(一)

道路の区域名	道路の線名	道路の種類	平成二十六年十月十七日
三号	一般国道二百一号		

そ　平成二十六年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局八代河川国道事務所長　金尾　健司

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局八代河川国道事務所

区間	後前	敷地の幅員	延長	備考
下川原本町二七北一か六番地から同市大字弓削田三八〇五番三まで	後　Ａ	二二・八メートル	二三五・二メートル	
熊本県八代市大字弓削田三八〇七番一から同市大字弓削田三八〇五番三まで	Ｂ	二二・八メートル	二三五・二メートル	
織一七北一か六番地から同市大字弓削田三八〇七番一から同市大字弓削田三八〇五番三まで	Ｃ	二二・八メートル	二三五・二メートル	
町六葦四四番地から同市大字弓削田三八〇七番一から同市大字弓削田三八〇五番三まで	前	二二・八メートル	二三五・二メートル	

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４６６号

北九州市八幡西区鷹の巣１丁目18番10―202号

債務者　久保田伸二

1　決定年月日時　平成26年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江村　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８７２号

さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番23号３―307

債務者　石井　尚美

1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６号

奈良県橿原市葛本町377番地の６、前住所奈良県橿原市葛本町310番地の４

債務者　小野　勝典

1　決定年月日時　平成26年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号

奈良県橿原市葛本町377番地の６、前住所奈良県橿原市葛本町310番地の３

債務者　小野建設㈱　小野　隆

1　決定年月日時　平成26年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１９９号

奈良県橿原市葛本町377番地の６、前住所奈良県橿原市葛本町310番地の３

債務者　小野　清典

1　決定年月日時　平成26年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３９号

秋田県湯沢市杉沢字森道下100番地14　フェリス光陽台Ｂ―１

債務者　柿崎　陽平

1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１５１２号

名古屋市天白区元八事３丁目143番地

債務者　阿部　和人

1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三澤　茂明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月24日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８００号

京都市右京区嵯峨観空寺明水町１番地の３

債務者　柏井智恵子

1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月24日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係